

平成23年10月5日

外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分（輸出禁止）について

経済産業省は、本日、株式会社サプライダー・トレーディング及び大山 豊による外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反事件に関し、同法第53条第2項に基づき、輸出禁止の行政処分を行いました。

その概要は、以下のとおりです。

1. 行政処分について

処分対象者 : 株式会社サプライダー・トレーディング及び大山 豊

対象貨物 : 全貨物

仕向地 : 全地域

輸出禁止期間:平成23年10月11日から平成24年4月10日まで(6か月間)

※ 輸出禁止は、第三者を介して輸出を行うことも含む。

2. 事件の概要

○株式会社サプライダー・トレーディング（広島県広島市）の代表取締役の大山 豊は、平成20年11月、北朝鮮を仕向地とする輸出には経済産業大臣の承認を要する貨物である奢侈品（ピアノ）について、経済産業大臣の承認を受けないで、北朝鮮に輸出するための経由地として中国・大連に向けて輸出した。

(※)平成18年11月15日以降、国連安保理決議に基づく外為法上の措置として、北朝鮮向けの奢侈品の輸出が禁止されている。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 広実

担当者:松本、菅原

電話:03-3501-1511(内線3242)

03-3501-0538(直通)